

## 川崎区役所市制 100 周年記念動画及びパネル作製等業務委託 仕様書

### 1 目的

本業務は、市制 100 周年記念事業の一環として、川崎区役所が撮影した写真等を用いて、記念動画の編集・作製及びパネルの作製を行うものである。

### 2 履行期間

契約日から令和 6 年 10 月 31 日

### 3 履行場所

川崎市川崎区東田町 8 番地ほか

### 4 業務内容

#### (1) 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、動画及びパネル作製業務のそれぞれにおいて、業務着手時、中間 2 回程度、成果物納入時に、業務の方針及び進捗等の疑義について協議を行う。

#### (2) 動画作製・編集

発注者が提供する写真等を用いて、動画を作製する。映像編集ソフト（Adobe Premier Pro 等）を用いてカラーコレクション及びカラーグレーディングを行い、川崎区における 100 周年記念動画としてふさわしい、明るい雰囲気映像になるよう仕上げ、映像演出においては、必要に応じ CG、各種エフェクトを施すとともに、BGM 及び効果音を挿入し編集すること。その際、音源調達に要する経費は受託者にて負担すること。

動画は、15 秒程度を 1 本、3 分程度を 1 本の計 2 本を作製するものとし、原則としてテロップ等を入れること。

また、撮影した動画を基に、加工、編集、テロップの挿入等により、YouTube 等で表示するためのサムネイル画像を作成すること。

#### (3) パネル作製

発注者が提供する写真等を用いて、動画と同様の色調・雰囲気のパネルを作製する。

縦 1,189mm×横 1,682mm 程度の自立式の展示用パネルを 2 枚と、A 2 程度の説明パネル（イーゼル等に載せられるもの）を 1 枚作製するものとする。展示用パネルについては、会場以外での展示を想定した、分解できるなどの運搬のしやすいものであることが望ましい。なお、パネルサイズについては、展示会場に合わせて変更する可能性があるが、可能な範囲で対応すること。（展示場所については、都市緑化かわさきフェアの開会式会

場であるカルッツかわさきのホール2階のホワイエ内を予定している。)

#### (4) 報告書作成

(1)～(3)の業務に関する報告書(電子媒体1部)を作成する。(5)で編集した動画データは、4K及びFull HD(1,920×1,080)で納品すること。

### 5 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市と協議の上その一部を委託することができる。

#### (2) 個人情報保護

業務における個人情報については、川崎市個人情報保護条例の本旨に従い、発注者と十分に協議の上適正に取り扱うこと。また、受注者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

### 6 その他

(1) 本業務では、動画の納品を7月末、パネルの納品・設置を10月中旬に行うスケジュールを想定する。これを踏まえて受注者は、契約の締結から1週間以内に、編集・作製等の作業工程に関するスケジュールを作成し発注者に提出すること。

(2) 動画の構成案は複数作成し発注者に提示したうえで、構成案及び発注者の要望に基づきシナリオの案を作成し、提示すること。

(3) 動画の編集にあたっては、映像のイメージがわかる資料(絵コンテ等)や制作スケジュール等の関連資料を作成し、発注者と協議の上で内容等を決定すること。

(4) 動画編集後、試写を1回行うこと。発注者が修正を求めた場合は適切に対応すること。再撮影が必要となる修正は原則求めないこととするが、必要と判断された場合は、発注者と受託者が協議を行い対応すること。

(5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(6) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料の内容等については、許可なく外部に漏らしてはならない。

(7) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。使用する音源等の著作権は、受注者において買い取るなど適切に処理を行うこと。音源については、オリジナル音源かロイヤリティフリーの音源を使用することも認める。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用す

る権利を有するものとする。

- (8) 本業務において作製した動画データの一部について、YouTube 発信等を通じて十分な PR 効果を得られるよう、1 万回以上の動画再生回数を達成するための手法を発注者に提示し、これを実行すること。また、業務終了後も再生回数の増加に努めること。
- (9) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。